

中世後期イングランド北西高地における農村の暮らし

— ウィンダミア・マナを例に^① —

加藤 はるか

はじめに

中世イングランド農業、農村史は、長らく耕作に主軸を置く東南部やミッドランドなどの地域を中心に議論されてきた。その背景にはこれらの地域の所領の記録が豊富に残っていた事、ポスタン以来盛んな人口史や食糧の供給、人口と資源の関係の議論がこれらの地域と結びつきやすかった事が挙げられる。^② こうした従来の研究では、「耕作地」が農村の暮らしや農業の中心として捉えられてきた。そして耕作こそがその地域の豊かさを決定付けるものであり、耕作が出来ない、あるいは制限されるような地域は「周縁地域」と見なされ、ほとんど関心が払われてこなかった。^③

そもそも「周縁地域」は定義があいまいで難しく、「周縁地域」と呼ばれるような地域でも、耕作が全く出来なかった、あるいは行われていなかったわけではない。そうした耕作に不向きな土地に何世代にも渡って暮らす人々は、耕作を行うよりも、いかにその土地の資源を最大限使用するかということを学び、暮らしていたのだということが、近年の「周縁地域」研究により明らかとなってきた。^④

そのような「周縁地域」研究の一つに、イングランド北西部の高地地域についてのウインチェスターの研究がある。⁽⁵⁾なお本稿では中世当時のカンバーランド、ウエストモールランド両州の丘陵地帯を北西高地と定義する。⁽⁶⁾北西高地はムーア Moor⁽⁷⁾が広がり、耕作が制限される地域であった為、領主、住民双方とも自然資源を利用せざるを得えず、中世後期には住民達は、自然資源を「入会地 common land」として共同利用することで暮らしを成り立たせていた。そして現在でもイングランド北部と西部の高地地帯には入会地が多く残っており、その内三分の一がカンブリア州に存在している。⁽⁷⁾

こうしたことを踏まえ、ウインチェスターは北西高地では「耕作地」ではなく「入会地」こそが農村の暮らしや農業の中心であったという観点から、一五世紀から一八世紀にかけての北西高地の農業や農村の姿を考察している。このウインチェスターの研究は、耕作に主軸を置かず牧畜を主とする北西高地の、一般的な農作業の方法やその年間スケジュールを明らかにした。それはこれまで「周縁地域」とみなされてきた高地地域やそこにおける牧畜を見直す上で大きな意義を持つている。⁽⁸⁾それと共に「林地 woodland」⁽⁹⁾についての研究や、北西高地同様ムーアの広がるダートムーアについての研究など、近年盛んになってきたいわゆる「周縁地域」研究の先駆けの一つになったとも言える。⁽¹⁰⁾

しかしウインチェスターの研究では、特定のマナなどを対象にした耕作地や入会地の面積や割合などの数値的データ、入会地の場所、入会権者の範囲などの事例検討は行われていない。またウインチェスターは、北西高地として北西部の四つの地域を研究の対象としているが、それぞれの地域の地形、地質、土壌、気候などの環境条件や領主との関係はさまざまである。⁽¹¹⁾ウインチェスターはこの四つの地域の地域差について、一六世紀半ばから一七世紀半ばの家畜の種類ごとによる割合の違いを明らかにしているものの、それ以上四つの地域の比較がなされているとはいえない。⁽¹²⁾それぞれの地域の詳細な事例研究が行われ、四つの地域が比較されれば、北西高地の暮らしの理解はさらに深まるだろう。

またウインチェスターが利用した史料の大半は一六世紀以降のものであり、中世後期の史料は多くはない。その中で中世後期の史料としてウインチェスターがしばしば引用しているのが、北西高地の南部にあるウインダミア・マナの村法

village by-law⁽¹³⁾がリスト化された史料（以下この史料を「ウインダミアの村法史料」と呼ぶ）である。ウインチェスターはこの村法史料を、彼の研究書で附録として活字化し、註も付けている⁽¹⁴⁾。

しかしながら、ウインチェスターによるこの村法史料の分析は十分であるとは言えない。まず、ウインチェスターはさまざまな議論の中で、この史料に現れるいくつかの条項を取り上げているものの、史料全体を通しての考察は行っていない。また詳しくは後述するように、ウインダミアの村法史料は、はじめから村法がリスト化された史料である。従ってこの史料は何らかの意図を持って作成され、またそこで挙げられている村法も、その意図に沿って選別されたものであったと考えられる。しかしこの村法史料の作成意図や、内容へのその影響をウインチェスターは考察していない。さらにウインダミア・マナの領主と史料の内容の関連性なども考察されていない。

この村法史料が、中世後期の北西高地に関する数少ない史料である以上、前述のような点も含めてこの史料を再検討することで、具体例に乏しい北西高地のウインダミア・マナについて、その暮らしや農業に関して具体的な理解を深めることができるかもしれない。そこで本稿では以下の三点から分析を行う。まずウインチェスターの示した北西高地の一般的な農業と農村の暮らしを概観する。次に「ウインダミアの村法史料」について、史料の作られた背景、数ある慣習法からこの史料に現れる規範が選別された理由、史料の内容とマナ領主との関連性を考察する。最後に以上二点の検討を踏まえた上で、「ウインダミアの村法史料」の内容の再検討を行う。

一・北西高地の農業、農村の暮らし

(一)

入会権には放牧権 *pasturage*、牧豚権 *pannage*、燃料用の採木権 *estover*、泥炭採掘権 *turbary* など様々な種類が存在

するが、北西高地では牛と羊の放牧が経済の基盤をなしていた為、ウインチェスターの研究では放牧権が中心に論じられている。では中世後期の北西高地における放牧とはどのような特徴を持つものであったのだろうか。

北西高地は耕作には不向きで、穀物の生産はわずかなオート麦と大麦に限られていたが、開放耕地のある村は少なくなかった。集落やそうしたわずかな共同の耕作地や採草地は、それ以外の荒蕪地とは境界堤 *head dyke* という、例えば外側に溝のある土手のように盛り土されたものにより分けられていた。⁽¹⁵⁾ 境界堤内には開放日と終了日が設定され、作物や牧草を育てている時期には境界堤内から家畜は締め出されたが、収穫後には共同で放牧が行われた。⁽¹⁶⁾ しかし北西高地においてメインの放牧場所となっていたのは丘陵地である。こうした場所は中世にはマナの荒蕪地あるいは、私有のフォレストないしは獵場であった。

北西高地の特徴として、一三世紀にはその広範な地域が私有のフォレスト、あるいは獵場であった。これらは狩猟を目的とした特殊な法域である。⁽¹⁷⁾ しかし一三世紀には、これらが狩猟の為に積極的に管理されていた明確な証拠はほとんどない。その代わりに人口の増加に伴う新たな放牧場所の需要から、一三世紀には領主らは私有のフォレスト、あるいは獵場を牧畜に利用することで収入を増やそうとするようになった。その方法はマナや領主によって様々であったが、ウインチェスターは大きく二つに分類している。一つは彼が「閉じたフォレスト」と呼ぶもので、領主直営の放牧場 *vacuity* が作られ、領主主導で牧畜が行われた。もう一つがウインチェスターが「開いたフォレスト」と呼ぶもので、フォレスト内に農民の定住を認め、彼らなどに有償でフォレスト内での放牧の権利を認めたものであった。その後一五世紀までには直営の放牧場も貸し出されたり、分割されるようになり、この二タイプには以前ほど差がなくなった。しかし「開いた」あるいは「閉じた」フォレストの違いは、後々まで景観に違いをもたらした。一六世紀以降、北西高地でも緩やかな傾斜の丘陵地域における囲い込みが進み、「閉じたフォレスト」では大規模で各村落共同体のメンバーに利用される牛用の囲い込みが、一方「開かれたフォレスト」では個人や少人数による、細長く狭い範囲での囲い込みが行われた。特に湖水域

方によく見られたのが、この囲い荒蕪地 intake である。⁽¹⁸⁾

しかし傾斜のきつい丘陵地は開いたまま残り、こうした荒地 rough ground は夏季の放牧地として利用された。これは傾斜のきつい場所に設けられた夏季放牧場 sheiling を利用したりして行われたもので、周辺住民の家畜だけでなく、遠方の家畜も持ち込まれた。遠方の家畜はこの夏季放牧場を利用することで、あるいは周辺住民に金銭を支払い放牧してもらう償飼育により放牧されていた。このような移牧の証拠は一六世紀以降にしかないが、ウインチェスターは地名などから、おそらく中世後期には周辺からの移牧が一六世紀に近い形態で行われていたと推察している。⁽¹⁹⁾ このような「移牧」が、中世ヨーロッパの各地で行われていたことはよく知られる所であるが、イングランドにおいても他に、コーンウォールやダートムーアで移牧が行われていたことが近年明らかとなってきている。⁽²⁰⁾

ウインチェスターによれば、このように「狩獵地」から「放牧地」へと移行した結果、一六世紀には私有のフォレストのフォレストたる地位は忘れ去られ、マナの荒蕪地と同じ扱いとなり、またその一部の土地はジェントリやヨーマンに貸し出されるようになった。⁽²¹⁾

(二)

一六世紀には北西高地の多くの村落共同体は、フォレスト以外の荒蕪地でも入会権として放牧権を行使していた。一二三六年のマートン法により、半自然状態のまま、私的保有されていなかった河川や林地、丘陵地などの土地もマナの荒蕪地となり、それらの土地の権利はマナ領主が有した。一方で地域住民の暮らしにとって、「マナの荒蕪地」での放牧や燃料の採取などは必要不可欠であり、マナ内の家屋や土地に付随する権利としてこれらの利用権（入会権）が認められた。北西高地では入会権を持つテナントと領主との関係のバランスの中で、こうした荒蕪地が開かれたままで保たれたのが特徴だとウインチェスターは指摘する。⁽²²⁾

さて、日々の入会権の行使を円滑に行う為には、領主の特権を保持しつつ、入会権者間の利害も調整するようなルールや、それを維持する為の制度が必要であった。例えばミッドランド耕地制では、住民共同で行う農作業や放牧を円滑に運営する為には、それぞれのマナ、ないし集落で必然的に規範が発生した。そこでオールトはミッドランドのマナ法廷の記録の中から村法を収集し、これを検討することでミッドランド制の農作業の実態を解明した。⁽²⁴⁾同様に、北西高地では自然資源の利用と管理のルールが村法に現れ、また領主の特権の保持と共同体のよき隣人関係の維持を目的とするマナ法廷が、北西高地においては入会権の行使に関わる問題を調整する機能も有していた。

北西高地のマナは複数の村区から成っているものや、領域も広いものが多い。そこで北西高地の特徴として、マナ法廷の下に地域共同体の集会 *byrlaw court* が存在しており、同様のものはスコットランドやイングランド北部の一部でも見られた。村法などの規範はこの地域共同体の集会で、住民、領主側双方による再確認が行われた上で、上位のマナ法廷において公のものとしてとされてきたようである。⁽²⁵⁾このような北西高地におけるマナ法廷を用いた、入会権の行使の管理と、資源への公平なアクセスを保障するシステムは、一六〇一七世紀に全盛を迎えた。そこでウインチェスターはこの時期に多く残る村法やマナ法廷の記録を主な史料として活用している。

さて、マナの荒蕪地（入会地）での放牧権の管理において最も重要な問題は、家畜の頭数の制限である。北西高地では二つの方法が採られていた。一つは保有家畜限度数 *levancy and couchancy* と呼ばれ、そのテナントが保有する土地により冬を越させられる頭数までしか放牧できない。このルールはかつて「開かれたフォレスト」であった湖水地方や北部ペナインに多く見られた。放牧権が「頭数制限なし」とされているものも、具体的な頭数が指定されていないだけで、実際に制限がないわけではなく、このルールに準じていた。もう一つは家畜頭数制限 *sett* で、個々人ごとにその入会地で放牧できる家畜の種類と数が決まっており、中央ペナインやかつて「閉じられたフォレスト」の直営放牧場があった地域に多く見られた。⁽²⁶⁾

(三)

入会地を中心に成り立つ北西高地において、放牧権は非常に重要であったが、しかし北西高地には他にもヒース、ピートや林地などの自然資源が存在し、入会権はこれらへのアクセスも認めていた。ムーアが広がる北西高地では林地は少なく、ほぼウエストモーランド州南部に限られていた。そこでウインチェスターは、このウエストモーランド南部にあるウインダミアの村法史料から、北西高地における林地の利用法を明らかにしている。⁽²⁷⁾

林地については、従来御料林 *royal forest* の研究がほとんどであった。しかし地形学、植物学、生態学、考古学などを駆使したオリバー・ラッカムの研究により、樹木の採取、放牧、その他様々な形で林地が中世の人々に利用され、その暮らしにとって非常に重要な役割を果たすと共に、林地の慎重な管理が行われていた事が明らかとなった。⁽²⁸⁾ ウインダミアの村法史料において、林地で入会権として利用が認められていたのも、放牧、牧豚、樹木や燃料の採取と言った権利である。

特に樹木の採取については、材木 *timber* となるようなオークやトネリコなどの価値の高い樹木は、*wood of warrant* と呼ばれ、領主の許可がなければ伐る事はできなかった。木材の供給は一般的に領主にとって重要な林地の利用法として挙げられ、例えば一四世紀末ブルゴーニュ地方北部のある所領では年貢収入が五リーブルのところ木材の売却益だけで二六リーブルに上る年もあり、林地から出る木材は領主にとって重要な財産であった。⁽²⁹⁾ 一方それ以外の樹木や下ばえ *underwood* は金銭を支払えば採取可能であり、パーク(狩猟園) *park* などを除けば、燃料などとするための下ばえの採取は住民に認められていた。ウインダミアの村法史料からは、ハンノキとカバノキは燃料用に採取できる、⁽³⁰⁾ 農具用に樹木を採取できるなど、⁽³¹⁾ 具体的に切ることのできる樹木の種類と使用用途などがルールとして決められていたことがわかる。

ここまでウインチェスターの研究を踏まえて、北西高地の農業、農村を概観してきたが、次章からは「ウインダミアの村法史料」について再検討を行う。

二. ウィンダミア・マナとウィンダミアの村法史料について

ウィンダミアの村法史料こと「ウィンダミア・マナ法廷の査問項目 The Charge of the Court of Wyndermere」は、カ
ンブリア州立公文書館所蔵の史料である。この史料は、一七〇五年以降にウィンダミア・マナを含む一連の所領を国王よ
り賃借していたラウザー Lowther 家の文書として残されたもので、文書の末尾にジェントルマンの Anthony Garnett が
転写した旨が記述されている。ウィンチェスターの調査によれば Anthony Garnett は一六世紀の人物と見られることか
ら、この史料はおそらく一六世紀に複写されたものであるが、オリジナルや他の複写は見つかっていない⁽³²⁾。

この史料はタイトルにあるように、ウィンダミア・マナのマナ法廷に関連する史料である。ウィンダミア・マナはウェ
ストモーランド州の南部、中世にはケンダル・バロニーと呼ばれた地域に位置し、アップルスウェイト Appletwate、
アンダーミルベック Undermillbeck、アンブルサイド Ambleside、トラウトベック Troutbeck の四つの村区からなり、
ほぼウィンダミア教区と一致している。中世後期には隣接するグラスミア・マナなど他のいくつかのケンダル・バロニー
の所領と共に、単一の領主に所有され、その領主の多くは国王や王族であり、不在領主であった。この時代の北部と言え
ば、パーシー、ネヴィル家などに代表される在地の有力貴族が領主として知られているが、ウィンダミアを含めケンダ
ル・バロニーは、そうした在地大貴族の領主とは無縁であった⁽³³⁾。

またウィンダミア周辺には領主直営の放牧場はなく、この地域は個人や少人数のテナントで牧畜が行われていた、ウイ
ンチェスターの呼ぶところの「開いたフォレスト」であったと考えられる⁽³⁴⁾。他にウィンダミア・マナの特徴として以下の
二点が挙げられる。一つは前述したように北西高地ではまれなことに、林地が多く広がっていたことである。ウィンチェ
スターは北西高地の農村の暮らしを放牧にかなり重心を置いて考察しているが、ウィンダミアでは林地の活用も重要性が
高かったことが十分考えられる。もう一つは、ウィンダミア・マナにはバロニーのフォレスト⁽³⁵⁾に含まれる地域と、非フォ

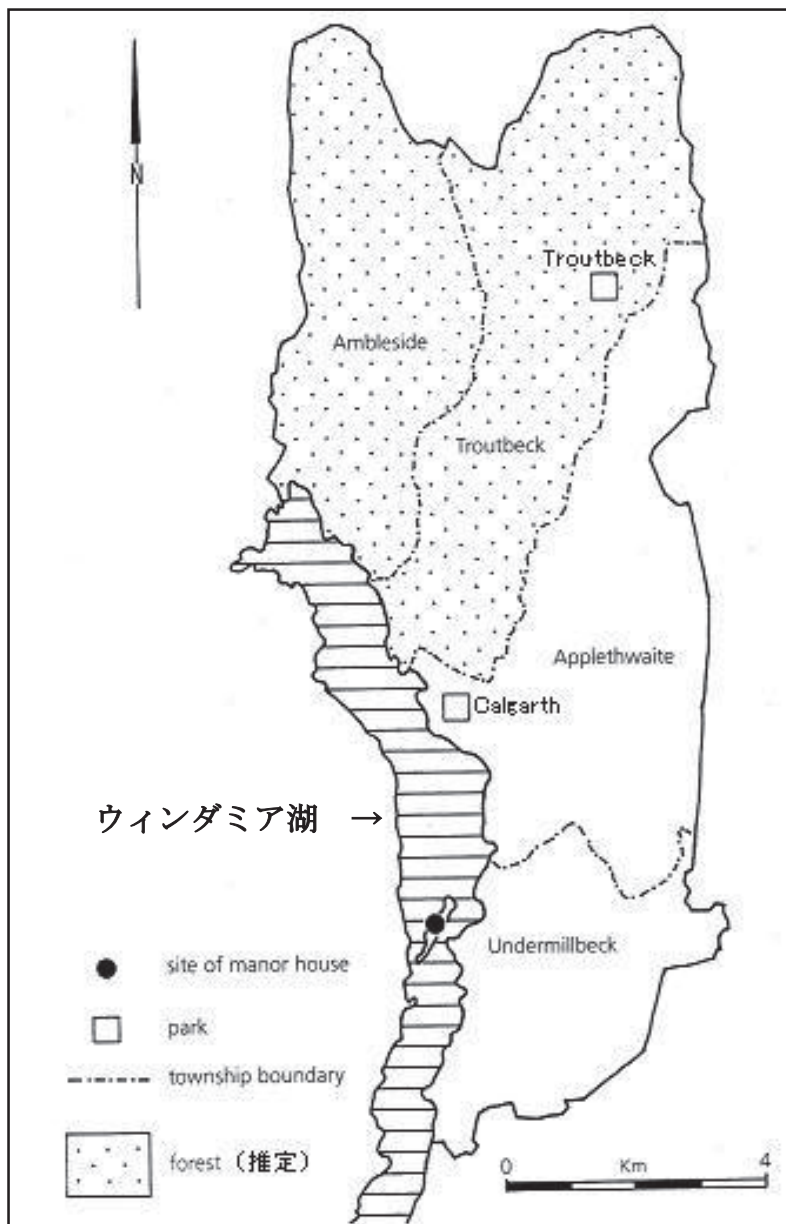


図1 ウィンダミア・マナ

Winchester, *The Harvest of the Hills*, p.153.に一部加筆

レスト地域の両方が存在していたことである。前章で見てきたように中世後期の放牧は、私有のフォレストにおける放牧と、フォレストの外側の荒蕪地での入会権による放牧の二つの方法がとられていた。しかしこの二つの方法がどのような一つのマナの中で運用されていたのかは分かっていない。

村法史料は表一にまとめたように七一の項目からなるが、その形式は二つに分けることができる。表一に示したように、主に文書前半に集中する計四二項目は、史料冒頭の「汝（領主の命令により裁判所を開催するもの）」は「審問すべし」に続き、マナの住民の中から選ばれた宣誓証言者団「Jury」に対して、審問するべき項目を記した「宣誓証言者団への査問項目 jury charge」となっている。これら各審問項目には、前提として規範が存在しており、それらの規範はここで審問項目として取り上げられていることから、マナにおいて法として有効であったと確認できる。すなわち村法と類似のものであったと見なすことができる。一方主に文書の後半に現れる計二九項目は、村法とみなされる規範とその違反に対しての標準的な処罰を、おそらくマナ法廷の記録などから記述した「罰則リスト Pain list」になっている。このように、村法史料は二つの異なる形式の文書から成り立っているが、どちらの形式の文書からも、村法と類似する規範（以下村法と記述する）を取り出すことが可能であり、ウインダムニアにおいて有効であった規範（慣習法）の一部を知ることが出来ると言えよう。

次にこの史料から取り出される村法は、いつ有効であったものなのだろうか。表一の「年代」欄に示したように、史料中にいくつか含まれる年代や、年代を推察できる記述はいずれも一五世紀である。このことからこの史料から取り出される村法は、一五世紀から同史料が複写されたと見られる一六世紀にかけて有効であったと考えられる。

最後に、ウインダムニアにはこの史料に現れない、膨大な文書化されなかった規範（慣習法）が存在したはずである。しかし、オールトがミッドランドのマナ法廷の記録から集めた村法とは異なり、この村法史料に現れる規範は、何らかの意

表1 村法条項の分類

*1	jury charge	pain list	放牧	フォレスト ²	特定村区 ³	林地 ⁴	年	代
1	●							
2	●							
3	●							
4	●							
5	●							
6	●							
7	●			▲				
8	●							
9	●			▲				
10	●			●				
11	●							
12	●							
13	●							
14	●							
15	●			●		●		
16	●					●		
17	●					●		
18	●					●		
19	●					●		
20	●					●		
21	●					●		
22	●					●		
23	●					●		
24	●			●		●		
25	●				Ap	●		
26	●				Ap & U	●		
27	●					●		
28	●					●		
29	●			●		●		
30	●			●		●		
31	●			●		●		
32	●			●		●		
33	●			●		●		
34	●					●		
35	●					●		
36	●					●		
37	●					●		
38	●	●	●		Ap & U	●		
39	●	●	●		Ap & U	●		
40	●	●	●	●		●		私たちの領主ベドフォード公の時代にあったもの以外で…
41	●	●	●	●		●		
42	●	●	●	●		●		
43	●	●	●	●		●		
44	●	●	●	●		●		
45	●	●	●	●		●		
46	●	●	●	●		●		エドワード4世治世17年(1477年)3月12日に言い渡された……
47	●	●	●	●		●		
48	●	●	●	●		●		
49	●	●	●	●	Ap & U	●		
50	●	●	●	●	Ap & U	●		
51	●	●	●	●	T	●		
52	●	●	●	●	Am	●		
53	●	●	●	●	T	●		
54	●	●	●	●		●		エドワード4世治世17年洗礼者ヨハネの祝日の次の水曜日(1477年6月18日)に言い渡された……
55	●	●	●	●	T	●		
56	●	●	●	●	T	●		
57	●	●	●	●	Ap & U	●		1477年のミカエル祭後に開拓された……
58	●	●	●	●	T	●		
59	●	●	●	●		●		
60	●	●	●	●		●		
61	●	●	●	●		●		
62	●	●	●	●		●		
63	●	●	●	●		●		
64	●	●	●	●		●		
65	●	●	●	●		●		
66	●	●	●	●		●		
67	●	●	●	●		●		
68	●	●	●	●		●		
69	●	●	●	●		●		ヘンリ7世治世13年(1497年)の10月13日に言い渡された……
70	●	●	●	●	Am & T	●		
71	●	●	●	●		●		

*1 番号は Winchester, *Harvest of the Hills*, pp.155-159 の番号と同じ

*2 バロニーのフォレストに関する条項

*3 Ap はアップルスイート, U はアンダーミルベック, T はトラウトベック, Am はアンブルサイド

*4 放牧, 樹木の伐採, 木の実の採取, 蜂, 炭焼きなど一般的に林地に関連していると考えられる内容の条項

参照: カール・ハーゼル (山縣光晶訳) 『森が語るドイツの歴史』 築地書館, 1996年.

池上俊一 『森と川 - 歴史を調う自然の恵み -』 刀水書房, 2010年.

出典: Cumbria Record Office, D/Lons/L5/2/22/291

図を持って選択され、この史料が作成された。その意図は何であつたのだろうか。そもそもマナ慣習法、そして村法には、領主の特権を維持する側面と、住民相互の関係を良好に持続させる為の共同体の申し合わせという、二つの側面が存在する。しかしこの村法史料全体を眺めると、どちらかという領主の特権を維持する側面が強いものが多いように思われる。またこの史料のタイトルも、「ウインダムニア・マナ法廷の査問項目」となっていることから、この村法史料は領主側の立場で作成されたものである可能性が高い。

これ以上この史料の作成意図は不明であるが、筆者は前半の「宣誓証言者団への査問項目」が比較的似た内容の条項が固まって並べられていることと、後半の「罰則リスト」がほぼ年代順に並んでいると推測されることから、そもそも「宣誓証言者団への査問項目」が何らかの文書として存在しており、村法史料のオリジナル、あるいはこの複写が作成された時点で、それに「罰則リスト」が付け加えられたのではないかと推察している。

いずれにせよ、この村法史料が領主側の立場で作成されたものである可能性が高い以上、ここから取り出すことが可能である村法は、領主側が守らせたいと考える内容がより多く抽出されている可能性がある。そこでこの点を考慮した上で村法史料全体を再検討した結果、次章で取り上げる三点が明らかとなった。

三、ウインダムニア・マナにおける農業と農村の暮らし

(一)

表一に示したように、村法史料にはバロニーのフォレストに関する条項が多い。このフォレストに関する条項には、木材・燃料の採取に関するものと共に放牧に関するものがあることから、このバロニーのフォレストには、同じ土地が樹木の採取と放牧の為に同時に利用される林間放牧地 wood-pasture が広がっていたものと思われる。

次に、バロニーのフォレストにおける放牧に関する条項からは、まず条項二九、三一、三二、七〇からフォレストの内の住民には一定頭数フォレストでの放牧が認められていた一方、フォレストの外の住民は三週間以内なら一時的に置くことができたものの、それ以上は許可なくフォレストで家畜を放牧できなかった。さらに条項四四―四六から、フォレストの内の住民には自分の豚であれば条件付でフォレストに豚を保有すること、自分の豚の飼料とする為木の実を採ることが認められている。また条項三八―四〇から豚についてヤギについて同じような条項が、フォレストにおいてとアップルスウェイトとアンダーミルベックの共同放牧地においてそれぞれみられる。これらからウインダムニアではフォレストの内の住民（アンブルサイド、トラウトベック）とフォレストの外の住民という区分があり、フォレストの内の住民にのみ認められたフォレストでの権利があったことが分かる。

また表一に示したように、フォレストに関するものも含めて、林地に関する条項が非常に多い。北西高地の中では林地が多かったウエストモーランド州南部に位置することから、ウインダムニア・マナにもまた、林地がある程度広がっていたことが推察される。村法史料の林地に関する条項四九からはハンノキなどの入会権が、おそらくはフォレストの内の住民ではないアップルスウェイトとアンダーミルベックの土地保有権者にも認められていることがわかる。また条項四七、五〇から燃料用の木材についても樹木の種類や場所、量などを制限しつつも、フォレストの内の住人、フォレストの外の住人それぞれに入会権が認められている。これらから、前述のようにフォレスト内での放牧や豚の飼料の採取などは、フォレストの外の住民に対しては認められていなかった一方で、木材の採取の権利はフォレストの外の住民にも認められていたことになる。

(二)

また村法史料には囲い荒蕪地 intake について四つの条項（三、四二、四三、五七）があり、これは同一事項としては

表2 14世紀末の地代帳にみる有料の放牧地

村区名	項目数 *1	有料 放牧地 *2	内容 *3	(地代) *4	村区内総計
アンブルサイド	26	1	2a 囲い地		£28
トラウトバック	23	0			£58 17s 4d *5
アンダーミルバック	46	16	囲い荒蕪地 囲い荒蕪地 他 囲い荒蕪地 他 囲い荒蕪地 他 囲い荒蕪地 他 2a 囲い地 囲い荒蕪地 1a 囲い地 4a 囲い地 囲い地 (二人で) 1a 荒蕪地 放牧地 1a 囲い地 囲い荒蕪地 囲い荒蕪地	2d 4d 1s 4d 1s	£7 10s 9d
アップルスウェイト	70	5	囲い地 2a 囲い地 6a 囲い荒蕪地 名前のついた放牧地 名前のついた囲い地 12a	6s 1s 6d 3s 4d 4s 4s	£33 0s 11 1/2d

*1 各村区の地代の内訳項目数

*2 内訳において、close 囲い地、intake 囲い荒蕪地、waste 荒蕪地、pasture 放牧地の記載のあった項目数

*3 面積の記載のあったものは付記、a はエーカー

*4 他のものと合算で地代が示されているものは記載せず。有料の放牧地のみが項目として示されているもののみ。金額については、ポンド£、シリングs、ペンスdで記載

*5 この内 £26 13s 4d がトラウトバック・パーク (Dall Head を含む) の地代。

出典：Records of Kendale vol.2, pp.43-44, 65-70

とても多い。これらの条項は直接放牧に関して言及したものではないが、前述したように囲い荒蕪地は一五世紀半ばから一六世紀に増加した放牧場所である。しかし一四世紀末の地代帳から、ウインダムミアにおける囲い荒蕪地その他の有料の放牧地をあげた表二を見ると、この時点で地代帳にあらわれる有料の放牧地の数はそれほど多くはなく、囲い荒蕪地は代も安く、記載がアンダーミルベックに集中していることが分かる。また条項五七はアップルスウェイトとアンダーミルベックのみを対象としている。これらから、パロニーのフォレストを放牧場所として利用できなかったアップルスウェイトとアンダーミルベックの住人が、囲い荒蕪地をフォレストに代わる放牧場所として利用していた可能性も考えられる。またこの史料に領主側が守らせたいと考える内容が、色濃く出ている可能性があることは先に指摘したが、この囲い荒蕪地に関する条項も領主の権利を守る為の条項である。よってこの史料に囲い荒蕪地についての条項が多い理由として、この時期領主に地代が支払われない、不法な囲い荒蕪地が相当数存在していたことが考えられる。そしてその背景には一五世紀後半以降ウインダムミア、グラスミアの縮絨機の数が増加していることからもうかがえる、ウインダムミアでの毛織物生産の拡大があったと考えるのが妥当であろう。⁽³⁷⁾

(三)

前述したように、村法史料には林地に関する条項が多く見られるが、その内容はフォレストでの木材、燃料の採取に関するもの以外にも、木の実の採取、養蜂、炭焼き、樹木の樹皮を剥くことなど多岐に渡り、住民による林地の多角的な利用がうかがえる。その一方で、これらの条項の多くは領主の特権を維持する側面が強いものである。

一四世紀末の地代帳の中で、ウインダムミアのパロニーのフォレスト内にあったトラウトベック・パークとDall Head (パーク)の地代は、トラウトベック全体の地代の半分近くを占めている。⁽³⁸⁾ またウインダムミアの隣、グラスミア・マナの地代帳では全三村区すべてにおいて、各村区の全土地保有権者の共同によるフォレストでの放牧権の代金、フォレストシ

ルバーの記載がある。一四世紀末の地代帳ではこのフォレストシルバーの各村区の総計に占める割合が、グラスミア約三〇%、ラフリグは当時代金なし、ランゲデル約三七%となっている。また一五世紀半ばでもグラスミア約二〇%、ランゲデル約二四%であり、グラスミア・マナではバロニーのフォレストは、住民にとって重要な放牧場所の一つであり、また領主にとっても村落での主要な収入源であったといえる。こうしたことから、バロニーのフォレスト、林地も領主にとってウインダムミアでの重要な収入源であったと考えられる⁽³⁹⁾。

よってウインダムミアの村法史料における、多岐に渡る林地に関する条項からは、住民が古くからある「慣習」によって林地を多角的に利用して生活をしていたと考えられる一方で、重要な収入源である林地の特権を包括的に確保したいという領主側の意図もうかがえる。しかしこの史料は領主側の立場で作成されたものである可能性が高い為、村法史料に現れる林地の利用に関する細かなルールが、実際にどこまで有効であったのかは疑問が残る。

結びに

ここまで「ウインダムミアの村法史料」を再検討することで、ウインダムミア・マナについてその暮らしや農業を考察してきた。その結果以下の四点が明らかとなった。まずこの史料は領主側によって作成された可能性が高く、この史料であげられている村法には領主側が守らせたいと考える内容がより多く抽出されている可能性がある。

次にウインダムミアにはバロニーのフォレストが含まれたが、その資源の利用にはフォレスト内の住民かどうかと言う線引きが存在していたと共に、フォレストの使用用途により、利用対象となる住民の線引きが異なっていた。これはウインダムミアの村落共同体において、土地や自然資源の共同利用対象者の枠組みが、マナ、村区以外にも存在しており、住民達は様々な枠組みの中で土地や自然資源を利用していった事を示唆する。北西高地においてこのような具体例が示されたこと

はなく、この点は非常に興味深い。

三点目に、囲い荒蕪地に関する条項が多いが、その理由として領主に無断の囲い荒蕪地が増えていたのではないかと考えられる。最後に、林地に関する条項の内容は多岐に渡るが、それは住民による林地の多角的利用と、林地における特権を包括的に確保したいという領主の意向の表れであつたのではないかと推察できる。

しかし、本稿は一つの史料からの考察にとどまる為、ウインダムリアの事例研究とするには、そこから明らかに出来ることには限りがある。そもそも北西高地では、ミッドランドなどで利用されているような、マナ法廷の記録や村法などの規範以外の所領に関する史料や地域史研究が十分にまとまっていない。この為特に中世後期の事例研究を行うには難しさがある。また北西高地においては私有のフォレストが多く存在していたが、それらの住民による共同利用についての事例検討も行われていない。本稿ではウインダムリアにおいて、フォレストの利用に際し、フォレスト内の住民にのみ認められた権利がある一方で、フォレストの外の住民にも認められた権利が存在したことを明らかにしたが、実際の管理はどのような立場の人物により、どのような形で行われていたのだろうか。またマナ、村区ごと、あるいはフォレストに含まれるかどうか以外にも、土地や自然資源の利用をめぐる枠組みが村落共同体に存在したのだろうか。加えてウインダムリアに関しては、領主の収入にも大きく関わる、住民による林地の利用を領主は実際にはどこまで制限できていたのだろうか。このような点を本稿では明らかにすることが出来なかつた。

ウインチェスターが利用した史料の一覧では、ウインダムリアについて、一五世紀のマナ法廷の二回分の記録も含まれている。⁽⁴⁰⁾ 今回利用した村法史料とは同時代の史料であり、関連性があることも考えられる。しかし他の論考も含めて、ウインチェスターはこのマナ法廷の史料については本文で一切触れていない。この法廷の記録では、四つの区域分けが存在しているが、それはこのマナの四つの村区とは異なっている。そこで今後は今回浮かび上がった疑問点などについて、ウインダムリアの村法史料に加え、この一五世紀のマナ法廷の記録、あるいは文字史料以外の地理的条件や景観などを用いて総

合的に検討する。それにより史料が少ない中世後期北西高地の農村について、四つの地域の一つである湖水地方のウインダミア・マナを対象にした事例研究を試みる事とする。

附録⁽⁴¹⁾

三・領主に無断で取得された囲い荒蕪地、あるいは領主の権利が不法に侵害されている土地について〔審問せよ〕⁽⁴²⁾。

二九・届け出がなくフォレスト内に置かれた、フォレストの外に住む者のあらゆる種類の家畜について〔審問せよ〕⁽⁴³⁾。

三一・届け出がなくフォレストに三週間以上置かれた〔フォレストの外に住む者の〕家畜について〔審問せよ〕⁽⁴⁴⁾。

三二・一年中いつの時期でも、土地保有権者 tenant によりその保有条件で取り決められた数を超えてフォレストで保有される家畜について〔審問せよ〕⁽⁴⁵⁾。

三四・罰則に逆らつて、〔丘陵地までの〕誤つた経路に、あるいは許可なく隣人の〔丘陵地までの〕経路に家畜を追い立てる土地保有権者がいるかどうか〔と審問せよ〕⁽⁴⁶⁾。

(ここ)まで査問項目。以下罰則リスト)

三八・アップルスウエイトとアンダーミルベックの土地保有権者は、共同放牧地において、地面を掘り返さないように鼻に適切に輪をつけた豚を二頭までしか保有してはならない。反した場合は他の豚も領主が没収⁽⁴⁷⁾。

三九・〔アップルスウエイトとアンダーミルベックの土地保有権者は〕共同放牧地でヤギを保有してはならない。反した場合ヤギは領主が没収⁽⁴⁸⁾。

四〇・フォレストでヤギを保有する者は、罰として一二ペンスを失う⁽⁴⁹⁾。

四二・領主に無断で囲い荒蕪地を作つた者、あるいは領主の土地でその権利を不法に侵害した者は罰金二〇シリング⁽⁵⁰⁾。
四三・地代が支払われている囲い荒蕪地を、領主の許可なく破壊する者は罰金六シリング八ペンス⁽⁵¹⁾。

四四…フォレストでは土地保有権者一人につき、一頭の聖マルティヌスの祝日用の豚と、結婚持参金として得た豚しか保有してはならず、その豚は地面を掘り返さないように鼻に適切に輪をつけた豚でなければならない。反した者は罰金一二ペンス。⁽⁵²⁾

四五…上記以上の豚を保有している者は豚一頭ごとに罰金四〇ペンス。⁽⁵³⁾

四六…フォレストの外に住みながらフォレストに豚を置く者、あるいはフォレストで「カシワなどの」豚の飼料となる実以外を採ったり他人に譲渡したりする者、豚を有償で預かってフォレストで飼育する者は罰金四〇ペンス。⁽⁵⁴⁾

四七…フォレストに住む男女は、ハンノキとカバノキを除き、飼料用枝切り *coppicing* のために隣人に割り当てられたフォレストの樹木を燃料とするために採ってはならない。⁽⁵⁵⁾

四九…*Bleach* の為のハンノキ、あるいは耕作農具か碎土用農具の為の木材、フォレストの代官から下された木材以外で、フォレストの青々と葉の茂った樹木を伐採するアップルスウェイトとアンダーミルベックの男女は領主に罰金四〇ペンス。⁽⁵⁶⁾

五〇…(*以下の項目は上から線を引いて消されている) アップルスウェイトとアンダーミルベックの土地保有権者は、フォレストないしはカルガース・パーク (フォレスト内にあったパーク) で、枯れた切り株あるいは飼料用枝切りを終えた大枝を除いて、燃料とするために樹木を採ってはならない。⁽⁵⁷⁾

五一…以下はトラウトベックの土地保有権者と代官 *vicar* の同意により言い渡された。毎年四月の最初の日までに、代官の見るとは *cloister of Haytting* (おそろく干し草用の牧草をとるための囲い地と思われる) での自らの役目を果たさなかつた者は罰金四ペンス。⁽⁵⁸⁾

五二…同じ罰則をアンブルサイドの古いほうの耕作地にも適用する。⁽⁵⁹⁾

五三…前述の囲い地に四月最初の日以降、その年の開放日までに家畜を置いた者は各違反につき罰金四ペンス。⁽⁶⁰⁾

五四…以下はトラウトベックの土地保有権者の同意により言い渡された。毎年四月の半ばまでに、代官の見るところトラ

ウトベックの囲い耕作地での自らの役目を果たさなかつた者は不足分ごとに罰金四ペンス。⁽⁶¹⁾

五七・一四七七年のミカエル祭後に開拓された、あるいは賃借されていないアップルスウェイトとアンダーミルベックの全ての囲い荒蕪地は各一二ペンス。⁽⁶²⁾

七〇・アンブルサイドとトラウトベックの土地保有権者は、その保有条件で取り決められたフォレストでの家畜の放牧数を超えて家畜を置いてはならない。⁽⁶³⁾

注

(1) 本稿は第六二回日本西洋史学会大会での部会報告を基にしたものである。同部会報告の司会である駒澤大学の北野かほる教授には、史料として用いた村法の解釈にあたって多くの貴重な指摘を頂いた。ここに記して感謝申し上げます。とはいえ、本稿の内容についての一切の責任が筆者にあることはごまかすまい。

(2) 近年の中世イングランド農業、農村史の動向については以下を参照：Christopher Dyer and Philipp Schofield, 'Recent Work on the Agrarian History of Britain', in Isabel Alfonso (ed.), *The Rural History of Medieval Societies*, Turnhout: Brepols, 2007, pp.21-55.

(3) Angus J. L. Winchester, *The Harvest of the Hills: Rural Life in Northern England and Scottish Border, 1400-1700*, Edinburgh: Edinburgh University Press, 2000, pp.1-4.

(4) Christopher Dyer, *Standards of Living in the Later Middle Ages: Social Change in England c. 1200-1520*, Cambridge: Cambridge University Press, 1989, p.291.

(5) ウィンチェスターの主な研究は以下の通り。Angus J. L. Winchester, *Landscape and Society in Medieval Cumbria*, Edinburgh: John Donald, 1987; Do, *The Harvest of the Hills: Do, 'Statute and Local Custom: Village byelaws and the Governance of Common Land in Medieval and Early-modern England'*, AHRC Contested Common Land project's working paper, 2008.

(6) 北西部の地域史研究はあまり進んでおらず、ウェストモールランドは地域史研究の基本書にもなっていない。Victoria County History (VCH) も刊行されていない。現在ウィンチェスターを中心にVCHカンブリア版の刊行の準備が始まっている。詳しくは以下を参照 VCH Cumbria

- http://www.cumbriacountyhistory.org.uk/victoria-country-history-project (十月二十日確認)
- (7) http://www.cumbriacommoners.org.uk/files/cumbria-commons_council_report_may_14.pdf (十月二十日確認) 入会地はカンブリア州の土地全体の一六%を超える。
- (8) David Hey, 'Review: Angus J. L. Winchester, *The Harvest of the Hills: Rural Life in Northern England and Scottish Border, 1400-1700*', *Rural History*, vol.13-1(2002), p.121.
- (9) 物理的に木が茂っている土地が woodland であるが、イングランドでは日本の森林ほど木が生い茂ることはないので、本稿では「林地」と訳する。
- (10) 近年の林地に関する研究としては Mick Aston with Martin Ecclestone, Maria Forbes and Teresa Hall, 'Medieval Woodland in Winsome Parish in North Somerset', *Somerset Archeology and Natural History*, 154(2010), pp.71-118; Andrew Watkins, 'The Woodland Economy of the Forest of Arden in the Later Middle Ages', *Midland History*, 18(1993), pp.19-32. など。タートムーアについては Harold Fox, *Dartmoor's Alluring Uplands - Translunance and Pastoral Management in the Middle Ages*, Exeter: Exeter University Press, 2012.
- (11) Winchester, *Harvest of the Hills*, pp.1-4. ウィンチェスターは中央ペナイン、北部ペナイン、湖水地方、国境の丘陵地帯の四つの地域を挙げている。
- (12) 本稿が扱うウィンダムシア・マナが含まれる湖水地方は、他の地域に比べ乳牛が少ない代わりに羊の割合が高い。 Winchester, *Harvest of the Hills*, pp.18-21.
- (13) 今までの所、村法について明確な定義は共有されていないが、必要に応じてマナの成員に周知徹底させる為に、マナ法廷において確認、文書化されたマナ慣習法を本稿では村法と定義する。加藤哲実『宗教的心性と法—イングランド中世の農村と歳市—』国際書院、二〇一三年、pp.39-41, 59-83.
- (14) Winchester, *Harvest of the Hills*, pp.155-159.
- (15) Winchester, *Harvest of the Hills*, pp.52-57.
- (16) ウィンダムシアの村法史料にも、放牧の終了日に関する条項が存在し、終了日が四月頭か半ばであったことが分かる。附録の条項五二〜五四参照。
- (17) Angus J. L. Winchester, 'Moorland Forest of Medieval England', in Ian D. Whyte, Angus J. L. Winchester (eds.), *Society, Landscape and Environment in Upland Britain*, Society for Landscape Studies, 2004, pp.21-27. forest は「森林」と誤って解釈される場合があるが、本来狩猟場として設定された領域で、必ずしも林地である必要はなかった。forest には royal forest (御料林) と国王以外の貴族などが有していた私有のフォレスト private forest があるが、私有のフォレストと chase (獵場) の線引き、明確な定義はこれまでのところ共有されておらず、ウィンチェスターも両者をひとくくりにして扱っている。

- (18) Winchester, *Harvest of the Hills*, pp.10-14.
- (19) Winchester, *Harvest of the Hills*, pp.84-98.
- (20) Fox, *Dartmoor's Alluring Uplands: Peter Herring, 'Early Medieval Transhumance in Cornwall, Great Britain'* in Jan Klapste and Peter Sommer (eds.), *Medieval Rural Settlement in Marginal Landscape*, London: Bricolis, 2009, pp.47-56.
- (21) Winchester, *Harvest of the Hills*, pp.68-69.
- (22) Winchester, *Harvest of the Hills*, pp.26-32.
- (23) ミッドランド制では二、三の大きな耕圃から成る集落の耕作地は、細長い地条によって構成されたいくつかの耕区に分かれ、個々の住民は各耕圃に地条を保有していた。住民は共同で穀物や豆類などの耕作に関わる農作業を行うと共に、毎年交替で一つの耕圃が休閑地となり、休閑地と収穫後の刈株地、刈り取り後の採草地などにおいて共同で放牧を行った。ミッドランド制は開放耕地制 open-field farming や共同耕地 common field systems という名称でも知られているが、開放耕地は囲い耕地 close-field に対しての耕地の景観形態であり、共同耕地は共同で利用、運営されるシステムを指す言葉である。開放耕地はほとんどが共同耕地制であるものの絶対ではなく、また共同耕地制には多くの種類があり、ミッドランド制とは大きく異なる方法で運営されているものも多くある。したがってこれらの呼び方は意味を誤って解釈されかねない為、本稿では「ミッドランド制」と表現する。Mark Bailey, *Beyond the Midland*

- Field System: the Determinants of Common Rights over the Arable in Medieval England', *Agricultural History Review*, 58 (2010), p.156.
- (24) 特々 W. O. Ault, *Open-Field Husbandry and the Village Community*, Philadelphia: American Philosophical Society, 1965; Do, *Open-Field Farming in Medieval England*, London: George Allen and Unwin, 1972.
- (25) Winchester, *Harvest of the Hills*, pp.42-48; <http://www.lancaster.ac.uk/fass/projects/manorialrecords/> (十月二十日確認)
- (26) Winchester, *Harvest of the Hills*, pp.78-84.
- (27) Winchester, *Landscape and Society*, pp.100-107; Winchester, *Harvest of the Hills*, pp.123-126
- (28) Oliver Rackham, *Trees and Woodland in the British Landscape*, London: J. M. Dent, 1976; Do, *The History of the Countryside*, London: J. M. Dent, 1986 (オリバー・ラッカム著、奥敬一他監訳『イギリスのカントリーサイド―人と自然の景観形成史―』昭和堂、二〇一二年)；Do, *Woodlands*, London: Collins, 2006.
- (29) 堀越宏一『ものと技術の弁証法』岩波書店、二〇〇九年、p.93。
- (30) 附録の条項四七を参照。
- (31) 附録の条項四九を参照。
- (32) Cumbria Record Office, D/Lons/15/2/22/291 本稿では注14の転写ではなく史料を直接利用したが、その解釈にあ

たつてはウインチェスターの註を参照した。Winchester, *Harvest of the Hills*, pp.155-159.

(33) 一五世紀の領主はエドワード三世の姪フィリップ、ベドフォード公ジョン(その寡婦ジャクエッタ)、ヘンリ六世、サマーセット公ジョン、リッチモンド伯エドマンド(その寡婦マーガレット)、ケンタルのジェントリのウィリアム・パー。

(34) Winchester, *Harvest of the Hills*, p.14. ウィンタミア・マナの地図は図一を参照のこと。

(35) グラスミア、ウィンタミア・マナの広範囲な部分を占めており、ウィンタミアではおそらくトラウトベックとアンブルサイドの地域に広がっていたと考えられるが、その範囲は明確ではない。ウインチェスターはアンブルサイドとトラウトベックをフォレストの領域とみなしているがその根拠は示されていない(図一参照)。しかしバロニーの領主であったベドフォード公ジョンの死後審問によれば、彼の保有していた「トラウトベック・フォレスト」にはアンブルサイドとフォレスト内の三つのパークが含まれるとされているが、この内 *calgarth park* の位置から、筆者はフォレストがアップルスウェイトの一部にも掛かっていたのではないかと考えている。(Records of Kendale vol.2, John F. Curwen(ed.), Kendal: Cumberland & Westmorland Antiquarian and Archaeological Society, 1999 (reprint), pp.44-45.)

(36) 樹木の伐採に関する条項を始め、一般的に林地の使用として認識されている内容のものを林地に関する条項としている。

(37) 一三二四年にウィンタミアとグラスミアにあった縮絨機は三基、一三九〇年には一二基、一四五三年には一六基(うちグラスミアが六基)であった。一六世紀のウィンタミアの縮絨機の数は不明であるが、グラスミアでは一六基まで増加したと思われる。(Records of Kendale vol.2, passim; Mary L. Armit, 'Ambleside Town and Chapel, *Transactions of the Cumberland & Westmorland Antiquarian & Archaeological Society*, 6(1906), pp.18-19. ケンタルの毛織物についての若干の考察は以下を参照。加藤はるか「十五世紀イングランドにおける地域社会のあり方―湖水地方・ケンダル諸侯領を例に―」『上智史学』五四(二〇〇九年)、pp.77-98。

(38) 表二を参照のこと。

(39) *Records of Kendale vol.2*, pp. 78,10,22,24,32,33.

(40) National Archives, SC2/207/120-121.

(41) 以下は本文でその内容に言及している村法史料の条項の和訳である。頭の番号はウインチェスターの転写、表一の番号と符合している。なお「」内は、補足の為に筆者が加筆した部分である。

(42) Cumbria Record Office, D/Lons/L5/2/22/291 (以下 Charge of Windermere), 15. (史料の行番号)「領主の権利

が不法に侵害されている土地」とは土壤が勝手に掘り起こされた土地のごとく、泥炭採掘権に関係したものではないかと考えられる。条項四二も同じ。

- (43) Charge of Windermere, 133.
- (44) Charge of Windermere, 135.
- (45) Charge of Windermere, II.36-37 条項二九、三一、七〇からの「土地保有権者」とはフォレストの内に住む者であると考えられる。

- (46) Charge of Windermere, II.39-40.
- (47) Charge of Windermere, II.44-45.
- (48) Charge of Windermere, 146.
- (49) Charge of Windermere, 147.
- (50) Charge of Windermere, II.50-51.
- (51) Charge of Windermere, II.52-53.
- (52) Charge of Windermere, II.54-55.
- (53) Charge of Windermere, 156.
- (54) Charge of Windermere, II.57-59.

(55) Charge of Windermere, II.60-63. 飼料用枝切り croppying とは家畜の冬の飼料として若い枝を採る事で、樹木には有害な行為であった。(Winchester, *Landscape and Society*, p.103.)

- (56) Charge of Windermere, II.66-69. ウィンチェスターは Bleach を石鹼を作るための灰汁をつくりだすためにハンノキを焼き尽くすこととしてゐる。(Winchester, *Harvest of the Hills*, p.158.) 灰汁は石鹼の原料としてゐる。

ちろん、古くから漂白、洗浄に用いられてきた。ウィンチェスターはこの石鹼を何に用いるのか、Bleach とは何かについて具体的に言及していないが、毛織物生産の過程では最初に羊毛を洗浄し、また縮絨の際に石鹼液に浸すため、bleach とはおそらくこのこと（どちらかあるいは両方なのかは不明）ではないかと筆者は考える。

- (57) Charge of Windermere, 170.
- (58) Charge of Windermere II.71-74. 「自らの役目」とは自らの家畜を定められた日までに囲い地なり耕作地の外に出す事と、その他ミッドランドの村法でもたびたび義務として見受けられる柵の修繕などであろう。条項五四も同じ。
- (59) Charge of Windermere, 175.
- (60) Charge of Windermere, II.76-77.
- (61) Charge of Windermere, II.81-85.
- (62) Charge of Windermere, II.88-90.
- (63) Charge of Windermere, II.119-120.

(お茶の水女子大学大学院博士後期課程)